

協議第30号関係

説明資料

先 進 事 例

岐阜県飛騨市

- (1) 勤労者生活安定資金融資については、古川町の例により調整する。
- (2) 勤労者住宅資金融資については、神岡町の例により調整する。
- (3) 就職促進奨励金については、内容を検討したうえで新市に引き継ぐ。
- (4) 住宅建設等促進助成金については、古川町の例により調整する。

福井県あわら市（芦原町・金津町合併協議会）

- (1) 勤労者支援に関連する資金融資事業は引き続き実施するものとし、その内容については新市において調整する。
- (2) 消費者保護事業については、現行の内容をもとに新市において調整する。

栃木県黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会

- (1) 勤労者福祉政策については、勤労者の支援の観点から、引き続き推進する。
- (2) 消費生活相談については、黒磯市の例により統合し、制度の充実を図っていくものとする。